



北の 産業保健

HOKKAIDO

INDEX

産業保健推進センターを 助走から飛躍に向けて……………	1
労働者の健康確保対策……………	2
まずはやってみましょう……………	3
地域産業保健センターの紹介……………	4
メンタルヘルス事例研究(2)……………	5
法律改正のお知らせ……………	8
平成10年一般健康診断結果……………	9
平成10年定期健康診断実施状況……………	10
全国労働衛生週間……………	11
研修・イベントのご案内……………	12
産業保健相談員の紹介……………	13
研究会のご案内……………	14

労働福祉事業団
北海道産業保健推進センター

産業保健推進 センターを 助走から飛躍に 向けて



北海道産業保健推進センター所長

三宅 浩 次

本センターが設立されてから4年になります。佐藤研介前所長の後を受けて、不肖、私が、今年の4月から本センター所長の仕事を預かることになりました。

これまでの4年間は、本センターの存在を広く認識してもらうことに力が入れられていたように思われます。幸い、地域産業保健センターも北海道内全域（17箇所）に設置され、いよいよ推進センターが、地域産業保健センターと協力しあって、全産業従事者の健康保持・増進に本格的に取り組むべき条件が整ってきました。つまり、助走から飛躍に向けての時となったのです。

全国的には、本年度でようやく33センターの設立に漕ぎ着けましたが、まだ14県が未設置のままであります。去る5月10日、全国の推進センター所長の会合があり、私も新任者の一人として出席させていただきましたが、すでに活発に活動しておられるセンターから、これからどのようにするか模索中のセンターまで、現実にはさまざまな状況でありました。北海道推進センターは、比較的早い設立ですから、これからの頑張りが必要であると、心に決めて帰ってきた次第です。

本年3月に本センターの関係者が集まって、「北海道産業保健推進センターが期待される機能を発揮するための方策について」の研究会を開いて報告書を取りまとめております。その中で次のような方策を提言しております。

- (1) 広報・周知の強化徹底（事業場に向けての各種広報等）
- (2) 事業企画の強化
- (3) 研修機能の強化（産業医、保健婦、衛生管理者等に各種研修会等）
- (4) 関係機関との連携（医師会、労災病院等）
- (5) 産業保健関係者の拠点としての機能づくりと支援（産業医等との事例研究会開催等）
- (6) 地域産業保健センター活性化に向けた支援（課題の把握、コーディネータ会議等等）
- (7) 地域産業保健センター以外の産業保健関係機関への支援（医師会、事業主団体等）
- (8) 情報提供機能の強化（インターネット、電子メール等）
- (9) 調査研究機能の強化

これらの提言を踏まえて、本センターの一層の活性化を図りたいと思いますので、関係各位の一層のご協力をお願いいたします。



労働者の健康確保対策

「アンテナ高く、アセをかく、
あたたかい労働基準行政」を目指して

平成11年度 労働基準行政の運営について(抄)

北海道労働基準局労働衛生課

情勢と課題

労働者の健康を取り巻く状況は、労働者の高齢化の進展に伴い、高血圧など脳・心臓疾患につながる所見を有する労働者が年々増加しています。また、「過労死」に加え、「精神障害に係る自殺」等の労災請求事案が増加傾向にあり、迅速、適正な処理が求められています。

このような情勢と課題の中で、北海道労働基準局、各労働基準監督署は一体となって、「アンテナ高く、アセをかく、あたたかい労働基準行政」を目指し、次の対策を重点に行政を推進します。

このため、次の対策を重点に推進する。

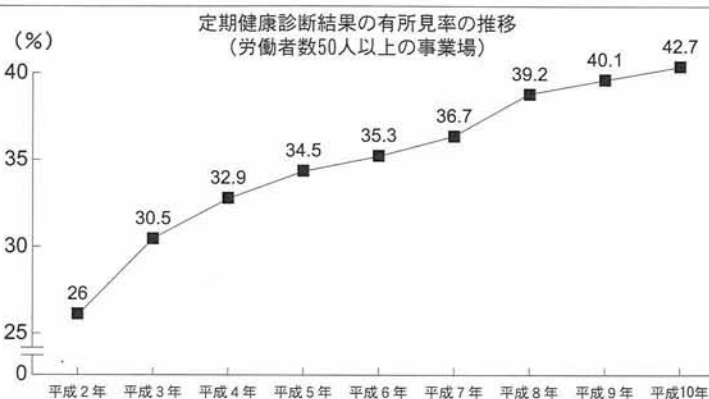
- イ 地域産業保健センター・産業保健推進センターの活性化等による産業保健の推進
- ロ 「北海道職業性疾病総合対策」等の推進
- ハ 職場環境の快適化の推進及び心身両面にわたる健康保持増進対策の推進
- ニ 中小規模事業場における自主的安全衛生管理活動の促進

具体的対策事項

- ① 産業保健活動の充実強化による健康確保対策の推進
 - ・健康診断の実施及び事後措置の徹底（一般健康診断は2項目追加）
 - ・地域産業保健センター並びに産業保健推進センターを活用した産業保健活動の推進
- ② 「北海道職業性疾病総合対策」等に基づく職業性疾病予防対策の推進
 - ・粉じん障害防止対策推進強化月間（9月）の実施
 - ・振動障害防止対策推進強化月間（11月）の実施
- ③ 快適な職場環境の形成の促進及び心身両面にわたる健康保持増進対策の推進
- ④ 中小規模事業場における自主的労働安全衛生管理活動の促進

労働者の健康確保対策の推進

高齢化、有所見率の上昇及び職業性疾病の発生を踏まえ、追加項目を含む健康診断の実施及び事後措置の徹底並びに健康確保対策の立ち後れている小規模事業場を支援する地域産業保健センター及び北海道産業保健推進センターを活性化し、産業医等産業保健関係者の活動の充実・強化を図り、健康管理を促進し、さらに職業性疾病予防対策を一層推進する必要がある。



職業性疾病発生状況（道内）（件）

疾病の分類	平成10年
腰痛等負傷に起因する疾病	267
熱傷等物理的因子による疾病	10
振動障害等身体に過度の負担作業態様に起因する疾病	10
有機溶剤、一酸化炭素等化学物質による疾病	22
肺炎等細菌病原体による疾病	4
粉じんによる疾病	130
その他の疾病	0
合計	443

(注) 粉じんはじん肺管理区分決定件数である。



まずは やってみましょう

「自己紹介」

北海道労働基準局労働衛生課長

能 登 清 和

はじめまして。本年4月から北海道労働基準局労働衛生課長を拝命しております能登といいます。赴任して以来、「能登半島の能登です」と自己紹介している毎日ですが、北前船の影響からか、はたまた北海道への入植の結果かわかりませんが、例えば札幌市では電話帳によると150名を超える能登さんがいるようですし、小樽や江差にも能登姓があるように聞いており、心強く感じているところです。もっとも、能登半島がどこにあるのか、良くお分かりになっていない方もおられるようで…。

出身は、能登半島(石川県)の隣の富山(富山市)(残念ながら、我が家の家系のルーツが能登半島にあるという確認はとれていません。)で、労働省に入省以来、東京を振り出しに、長野、東京、秋田、東京、大分、岡山、千葉、東京を転任し、この度、念願の北海道(14職場目)に赴任した次第です。この間、転居すること14回、結婚後だけでも7回を数え、今年高校生になった長女は、小学校を4校も経験。家族会議の結果、茨城県に小さいながらも我が家を新築、前職(労働本省安全課)時代は、毎日、片道50kmを1時間30分(電車)かけて通勤していました。そして、初めての単身赴任。これが私の半生の生活史の概要です。

まるで国家公務員を絵に描いたような異動歴ですが、業務歴はといいますと、現職の労働衛生行政は4年ほどで、他の20年近くは、第一線の労働基準監督署で7年、労働本省では前職のほか労働時間課(時短を政策目標に、自らは長時間労働)、統計情報部(労働経済)、婦人局(現女性局、均等法)、職業能力開発局(能力開発)と、良く言えば幅の広い、要するに労働行政のかかなりの分野での広くて浅い業務歴といったところでしょうか。

ですから、現在の本職である労働衛生の諸問題について課内で議論してしましても、つい、他分野のことが頭に浮かび、なかなか議論が収斂しない原因となって課員の皆さんに迷惑をかけております。

業務歴と我が身の健康との関係では、結婚後シェイプアップに努めたこともあるのですが、広い業務歴は、必然、ストレスや長時間労働につながり、さらには、食生活への悪影響へと繋がりがやすいことは

想像に難くないところですが、我が身も当然の如くにそのような道を辿り始めております。さらに、ここへ来ての単身赴任は、当然の規則正しい食生活と、「もったいない」感覚がつい過食に繋がることが重なって、現在、先の道を転げ落ちそうになっており、毎日1万歩を目標に徒歩で通勤(往復5kmほど)するなど、何とか踏み止まろうと躍起になっている毎日です。正に、今や労働衛生の大きな課題となっているTHP(健康づくり)に自らが直面しているといったところでしょうか。

さて、赴任して4ヶ月が経ち、私にとって3年ぶり5年目の労働衛生行政を目下勉強中という言い訳は通用しなくなりましたが、やはり勉強中と言い訳せざるを得ない状況にあります。

4～5年前、私は千葉で労働安全衛生行政を担当しておりましたが、当時は立ち上げが始まったばかりの地域産業保健センターを各地域に順次立ち上げていくことと、開所したばかりの産業保健推進センターを軌道に乗せる業務を安全行政もこなしつつ限られたスタッフで進めていましたが、いわば無我夢中の作業でした。現在、既に全ての地域産業保健センターが設置され、北海道産業保健推進センターも4年目を迎えており、正に、今こそ、両センターを軸にした産業保健にしっかりした根を大地に張らせるべき時期であり、そのための作業を、恐れることなく実行する時期であると認識しております。

幸いに、昨年度、「一産業保健の向上を目指して一北海道産業保健推進センターが期待される機能を発揮するための方策について」と題する研究会報告書が発刊され、作業のメニューが提示されております。私が「勉強中」と申し上げましたのは、正にそのメニューを実行に移すための勉強をしているところということであり、皆様方にその動きが見えたときは、私どもが実行しはじめた証とご理解いただき、皆様方におかれましても、是非実行に移していただければと念願する次第です。

私の現在の心境を一言で申し上げれば、「まずは やってみましょう」といったところでしょうか。

新参者、未熟者ではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

地域産業保健センターの紹介

札幌東地域産業保健センター



コーディネーター

佐藤 政行

札幌東地域産業保健センターの設立は道内では一番新しく平成9年10月6日開設されました。

当センターの管内概要を申し上げますと北広島市、江別市、恵庭市、石狩市、当別町、新篠津村、厚田村の4市1町2村を担当区域としております。

■管内概要

1. 管轄面積		1.512km ²	
(江別、恵庭、北広島、当別、新篠津、石狩、厚田)			
2. 事業場数	() 内は、50人未満の事業場数	3. 建設業、製造業、商業の事業場数	() 内は、50人未満
江 別	621 (560)	建設	製造 商業
恵 庭	425 (380)	江 別	31(30) 175(153) 176(163)
北広島	179 (152)	恵 庭	21(21) 164(142) 88(84)
当 別	130 (118)	北広島	9(8) 60(52) 34(28)
新篠津	17 (15)	当 別	12(11) 22(22) 34(33)
石 狩	475 (419)	新篠津	2(2) 2(2) 2(2)
厚 田	17 (17)	石 狩	31(30) 180(150) 117(107)
合 計	1,864 (1,661)	厚 田	0 1(1) 0
(札幌東労働基準監督署調べ)		合 計	106(102) 603(522) 451(417)

センター運営協議会は北広島医師会会長を、会長、江別医師会長、恵庭市医師会長、石狩医師会長、札幌東労働基準監督署長、札幌労働基準協会東署地区会長の5名を副会長として、委員につきましては、4医師会より4名、労働衛生コンサルタント医師1名、担当地区の各市町村の商工会議所、商工会の専務理事及び事務局長並びに2地区の工業団地の専務理事、札幌労働基準協会専務理事、札幌中央労働基準監督署安全衛生課長、札幌東労働基準監督署第3方面主任監督官の17名の委員、事務局としてコーディネータ1名各医師会4名の28名で構成されております。

年2回概ね8月と3月に運営協議会を開き、事業活動計画、事業実施報告、広報活動などについて意見交換をしております。

平成10年度の事業内容は、健康相談窓口計画日数で40日、それを4医師会各週木曜日(1月、8月相談日なし)各医師会10日間の相談日分担となっております。

相談時間は、各医師会14:00~16:00迄実施し、商工会議所視聴覚室、及び公民館視聴覚室、医師会会議室、産業医担当病院相談室となっております。

健康相談企業を業種別に見ると、建設業が25%鉄工業が18%自動車整備業が18%運輸業9%電機8%食品7%コンクリート製造、木製品製造、事務代行と業種については、多種に亘っており、相談内容は、次の通りでした。

健康相談窓口における相談内容 (複数回答)

相談内容	件数	割合(%)	相談内容	件数	割合(%)
腰痛	15	32.7	糖尿病	3	6.5
健康管理	8	17.4	粉塵	3	6.5
健診事後処置	8	17.4	産業医の資格	2	4.3
高血圧	4	8.7			
VDT	3	6.5	計	46	100.0

又、個別訪問指導につきましても4医師会で8件を計画致しましたが本年3月末までに実施致しました。

当センターの登録産業医は4医師会で37名登録されておりますが健康相談窓口については、年度計画の相談窓口日程表により実施しご協力頂いております。

広報活動については、設立当初から説明会等を利用してパンフレット、相談申込書の配布、当センターの委員でもある、各商工会議所、商工会、各工業団地組合、基準協会にお願いして会員にパンフレット等の配布、又、新聞等にPRして頂く等御協力頂いております。

因みに平成9年度開設当時の相談件数は、年度途中でもあり、説明会等に重点をおいた関係もあり、相談申し込みも余り芳しくなくこのまま、平成10年度計画を実施しても実施率は、低いと推定された為に、年度当初から保健推進センターより頂いた、健康小冊子等を持参して、事業場を訪問しPRに努めておりますが、企業訪問は、これからもまだまだ続きそうです。以上当センターの近況をお知らせ致します。

メンタルヘルス事例研究（2）

北海道産業保健推進センター
産業保健相談員（メンタル・ヘルス担当） 小片 基

はじめに

北海道産業保健センターにおいて企業内の産業保健活動に従事する保健婦や看護者のためのメンタルヘルス事例研究会をはじめたのは平成10年9月11日（金）であった。その動機と経緯は本情報誌第5号誌上で簡単に触れたが、それらの背景を今少し詳しく記述しておきたい。私どものセンターが開設されてから保健婦や健康管理事務担当者が来談したり、電話をくれたり、問い合わせの書簡をくれたりすることが少しずつではあるが増えてきた。それらはいちいちもつともな相談内容であり、必ずしも簡単に対応できそうな問題ではないばかりか保健婦や担当事務員だけでは根本的な改善が望めそうにない事例も少なくなかった。それでは産業医や関係者が集まって当該例を十分に検討してみることがより効果的であり、望ましいことかもしれない。しかし、現実には多忙な関係者に集まってもらうことは時間的に迷惑なことにもなりかねない。企業体内で遭遇するメンタルヘルス関係事例に対して直接関わり続けるのはおそらく保健婦がほとんどであろうと思われる。常勤の保健婦がいなければ厚生担当の事務員が対応するであろうが、様々な問題をもつ個人の対応のみならず、その家庭の悩みや混乱を支える役割を担わざるをえない保健婦の精神的疲労度は決して小さくはないであろう。しかも、企業体への配慮を完全に無視して担当事例本位の立場を貫くこともまた必ずしも容易ではなかろう。

以上のような背景を勘案したうえでメンタルヘルス関連事例の研究会を始めたわけである。他に同様な専門職の研究会たとえば北海道産業看護研究会などが存在するのであるから私たちの会の呼称が適切かどうかという疑問が話題になったが、当面このままの呼称で通すことにして現在にいたっている。しかし、実際には当センターに寄せられる相談事例を同じ専門職の人たちが集まって話し合うことがより効果的だろうという趣旨で始められた集会であるから、当センターの事業としては研究会というよりむしろ相談事業の一端というほうが正確なのである。

事例研究会ごとに配布された個人的資料はプライバシー保護の立場から毎回回収することになっているが、現在まで6回の研究会に参加した人々の多くから毎回の概要を記録し、できることならそれを後日配布してほしいと要望された。そこで筆者は当センターの情報誌に研究会の概要を載せることにしたのである。今回はその2回目である。

第3回事例研究会の概要

開催日時：平成11年1月22日（金）午後3時～5時30分

応募人数：23名（抽選によって20名に限定）

依頼状：事例提供者の上司宛に発送した依頼状は好意的に受理された。

事例：女子社員にみる職場不適応事例（詳細は一覧表が配布された）

社員1200名を有する企業体で女子社員は100名在籍している。女子社員のうち『欠勤がち』、『長期休業』などの問題をもつ事例が微増している。それら当該者のうち表面上の態度や表情などの変化はともかくとして、内面に深刻化した訴えをもつ5事例について詳しく述べられた。入社歴は7～18年で27歳から37歳まで、職場不適応発症時は5例とも独身であった。何れも外来通院や入院などの受療歴があり、拒食症、心因反応、抑うつ、過敏性腸症候群などの診断名が付されている。発表時点では復職1名、休職1名、退職2名、死亡1名である。この死亡例は自宅で服薬したあとの昏睡室



息のためと診断された。数回にわたる自殺未遂が1例ある。以上の5事例について共通する諸点をまとめると次のようになる。

1) 望まぬ異動箇所：やる仕事がない、やりがいがない、自分に似合わない職場、島流しの場所のようだ、などの自己評価。2) 性格特徴：真面目几帳面、完璧癖、他人を立て自己表現を抑える、表面上は明るく、我慢をためてしまう。3) 家族背景因子の関与：親の離婚、再婚、父の単身赴任、同胞との比較差別など。4) 自殺念慮：事例の発見が自殺未遂であった1例以外も皆多かれ少なかれ自殺念慮がみとめられた。

保健婦の関わり：

保健婦が最初から直接対応したのは1例のみで、この事例以外は上司からの相談や『話を聞いてやってくれないか』という依頼が最初であった。上司や友人などからの情報は早期に提供されることが強く望まれた。現実には本人が自ら来談することは極めて少なく、身体症状などで保健婦室に来室した際何となく話込んでいるうちに内面の苦痛や悩みを知る機会のほうがはるかに多い。保健婦がEメールで継続的にやりとりした事例もあった。重症化した事例は当然のことながらかなりの時間を要することになる。その間、保健婦の役割業務は事例本人はもとより産業医、主治医、上司（労務や人事の関係者を含む）などとの連絡調整に加えて家族への支援等々時間をかけて取り組むことになる。保健婦自身が『燃えつき症候群』様の体験をすることも絶無ではない。

会社との関わりで厳しい表現をすれば、上司の取り組み方次第でメンタルヘルス事例の予防や回復にむけてかなりの違いが生じているのが現実であるという。早期に事無きをえた社員の多くは上司が話を聞いてくれて理解を示してくれたためと考えている。女子社員の事例に対して『ほとんど甘えだ』『女の気持ちはわからない。女の保健婦さんに全て任せる』『会社はメンタルケースの治療機関ではない』『新人社員が欲しい。オバサンはいらない』等々の陰の声は現実には無いわけではない。しかし一方、会社全体として心の健康問題に積極的に取り組もうとする姿勢があり、産業医、非常勤の心療内科医、保健婦、関係事務担当者および組合などが協力して就業規定とくに休職後の復職などが容易に受け入れられる体制になってきている。

保健婦に期待されること：

保健婦の業務役割の幅は大きい。メンタルヘルス事例に関わる場合、会社の人的資源の活用を常に念頭におくことが必要である。そうしなければ関わった事例を支え、家族を守ることも覚束ないことがある。保健婦は事例の苦痛を共に担い、理解し、ありのままに共に受け入れなくてはならない。時間がかかることを恐れてはいけな。希望をもって共にあたることだ。事例との関わりが長い経過を辿ったあと退職にいたった事例を『失敗』とみる向きが普通のようなのだが、果たしてそうなのか、改めて考えることも決して無駄ではなかろう。適応できず遂に退職にいたった女子社員は後日手紙で次のように書いてくれたという。『自分でつかみ、自分で歩き出した今、風がこんなに心地良く、空気がおいしいとは思わなかった。小さな会社だけど、そこには笑いがあり、一緒にの貧しさもあった』最後に、会社全体が保健婦の仕事を理解し組織的バックアップ体制が確立しているならメンタルヘルス事例への対応は偏見から開放されより充実したものになるだろうと締め括った。

論議と感想：

以上が事例提供者の口述の概要である。ややくだしい要約で恐縮だがその責任は筆者にある。予定の時間をやや超過して熱っぽく語られたのでディスカッションの時間を十分にとることができなかった。それでも多くの発言があり、考えさせられることが少なかつた。筆者の印象を以下に抄記すると次のようになる。

語られた事例は全て医療下におかれたので事例（ケースネス）というより症例（イルネス）と表現





したほうがふさわしいかもしれない。しかし、この研究会は精神障害を中心とした『症例の研究』や『疾病の管理』という『精神衛生』時代の中心課題だけではなく、近年の『精神保健、メンタルヘルス』の課題とされる健康者の精神的健康の維持ないし改善という側面を大切にしようとする方針で始められたのであるから、われわれはなるべく症例の用語を避けて事例を用いることにしている。

次に、企業体に常勤する保健婦の役割のうち臨床心理士の役割と思われる仕事が少なからず存在することが大きく注目される。しかし、実際にはメンタルヘルス相談室を用意しても活用され難いのが日本の現状である。本誌第3号に筆者はそのことに触れたので参照されたいが、アメリカのようにかかりつけの臨床心理士をもつことが当人の社会的地位を有利にする精神風土は日本では希少であり、そうした相談は人事管理に利用されるという不安の方が強いようである。また、本稿で保健婦の会社との関わりとのところで触れたようにメンタルヘルス関連事項に対する屈折した偏見も現存している。

産業医との関係では今回の発表にマイナス面の指摘は無かったがしばしば『精神の問題は専門外だから』という理由から関与に消極的なことがある。保健婦が積極的に動く越権だとかプライバシーの問題だとかいう批判を受けることもあるらしい。このことは重要なことで、いずれ本研究会の課題にしたいと筆者は考えている。

最後に、今回の発表者は自他ともに認めるベテランの優れた保健婦である。職場不適応事例の退職を『保健婦の関わり失敗』と悲観したり、必要以上の反省は無用であるという指摘は傾聴に値しよう。看護職はバーンアウトしやすい職業であることは周知だが、初心者で未熟な保健婦の言動なら論外として、今回の発言は参加者に強い共感と安らぎを呼んだように筆者は思われた。

終わりに

紙幅の関係で第3回だけ記載にとどまらざるを得なかった。次回からはもう少し工夫したいと考えている。現在まで6名の保健婦の方々に事例を提供していただいた。それぞれ多忙にもかかわらず真摯に準備してくださったことに改めて謝意を表明して結びとしたい。



法律改正のお知らせ

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律<平成11年5月21日公布 法律第45号>の概要

施行 平成12年4月1日

改正の経緯及び趣旨

最近における労働者の健康状況については、産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化の中で、脳・心臓疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者が約4割を占める状況にあり、労働者の健康に対する不安が高まっている。

特に、深夜業については、公益上・生産技術上の必要性に加え、国民のニーズの多様化や国際化への対応等の観点から広く行われており、人間の有する1日単位のリズムに反して働くというその特性から健康へ影響を及ぼす可能性があることが指摘されていることを踏まえ、深夜業に従事する労働者の健康管理を充実させる必要がある。

また、化学物質による労働災害も依然として多く発生しており、表示、作業環境管理、健康管理等に関する規制の対象となっていない化学物質による労働災害のうち、その化学物質の有害性の情報が伝達されていないことや化学物質管理の方法が確立していないことが主な原因となって発生したものが併せて半数以上を占めており、労働災害を防止するためには、労働現場における化学物質の有害性等の情報を確実に伝達し、この情報を基に労働現場において化学物質を適切に管理することが重要である。

このような状況にかんがみ、労働省としては、本年1月の中央労働基準審議会の建議「労働安全衛生対策の見直しについて」を踏まえ、労働安全衛生対策の充実を図ることとし、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案を取りまとめて国会に提出し、その審議を経て、今回の改正が行われたものである。

主な改正の内容

1 深夜業に従事する労働者の健康管理の充実

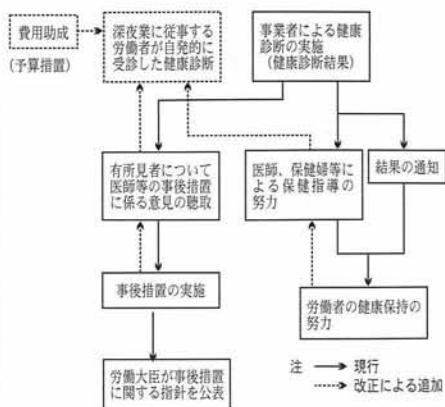
- ◎深夜業に従事する労働者が労働省令で定めるところにより、自発的に受けた健康診断の結果を証明する書面を事業者に提出できることとしたこと。自発的健康診断の結果の提出(労働安全衛生法第66条の2関係)
- ◎従来からある労働安全衛生法上の健康診断と同様、事業者は上記の自発的健康診断の結果についても、労働省令で定めるところにより記録しておかなければならないこととしたこと。健康診断の結果の記録(同第66条の3関係)
- ◎事業者は、自発的健康診断の結果(所有見者に係るものに限る。)に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、労働省令で定めるところにより、医師の意見を聴かなければならないこととしたこと(同第55条の4)
- ◎事業者は医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、作業に転換、深夜業の回数の減少等の措置を講じなければならないこととしたこと。(同第66条の5)
- ◎事業者は、自発的健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師、保健婦または保健士による保健指導を行うよう努めなければならないこととしたこと。(同第66条の5)

2 化学物質等による労働者の健康障害を防止するための措置の充実

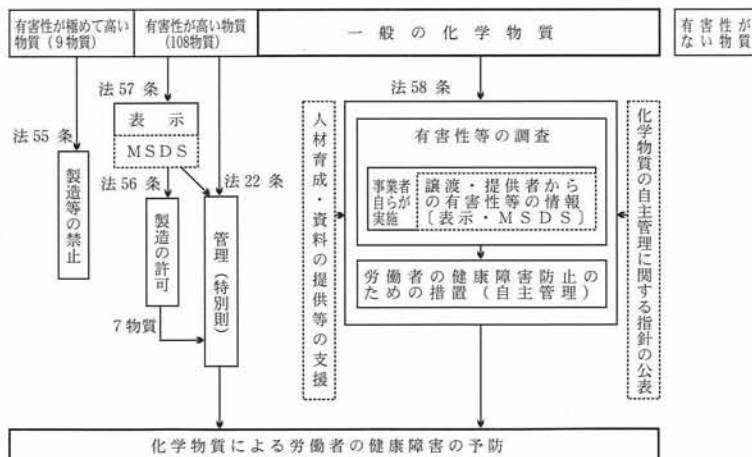
- ◎労働者に健康障害を生ずるおそれのある物で政令で定めるもの等(以下「通知対象物」という。)を譲渡し、又は提供する者は、文書の交付その他労働省令で定める方法により、通知対象物の名称、成分及びその含有量、物理的及び化学的性質、人体に及ぼす作用等の事項を、譲渡し、又は提供する相手方に通知しなければならないこと。文書の交付等(労働安全衛生法第57条の2関係)
- ◎労働大臣は、労働者の健康障害を生ずるおそれのある化学物質等による労働者の健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するとともに、当該指針に従い、事業者に対し、必要な指導等を行うことができることとしたものである。指針の公表等(同第58条第2項及び第3項関係)
- ◎事業者は、上記により通知された事項を、当該事項に係る化学物質等を取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知さなければならないこととしたものである。法令等の周知(同第101条の第2項関係)

(参考1)

○ 深夜業に従事する労働者の健康管理の充実関係
(平成9年約670万人)



化学物質の管理の体系



注1: 「一般の化学物質」とは、表示、作業環境管理、健康管理等の規制の対象となっていない化学物質の内、有害性のないものを除いたものをいう。
注2: 破線は、今回の法改正で導入された事項を示す。

平成10年一般健康診断結果

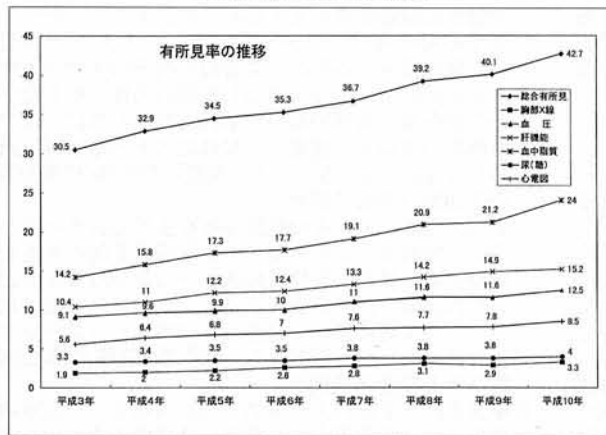
・ 北海道の有所見率は、過去最高の42.7% ・

(初めて4割を越えた全国の有所見率をも1.5ポイント上回る)

定期健康診断の実施結果

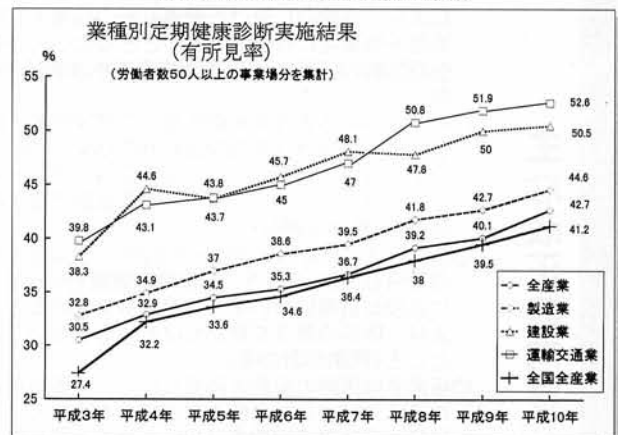
● 北海道の規模50人以上の事業場における定期健康診断の実施結果を見ると、有所見者の割合が年々増加し平成10年では**42.7%**となり、前年より2.6ポイント増加しました。(表-1)

(表-1) ● 有所見率の推移 ●
(労働者数50人以上の事業場)



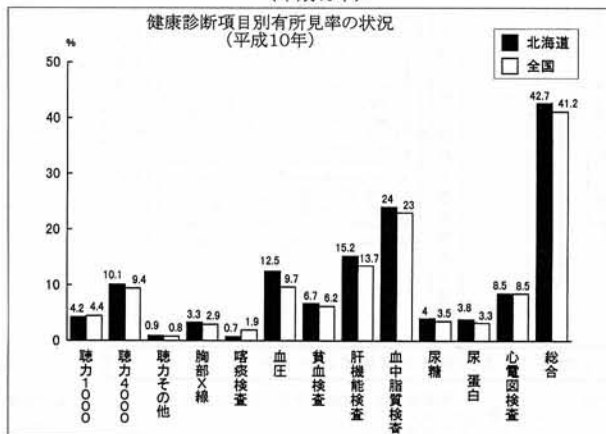
● 主な業種で見ると、運輸交通業 (52.6%) が最も高く、次いで建設業 (50.5%)、製造業 (44.6%) の順となっており、何れも全国を上回っています。(表-3)

(表-3) ● 業種別定期健康診断実施結果(有所見率) ●
(労働者数50人以上の事業場分を集計)



● 初めて4割を越えた全国の有所見率 (41.2%) と比べてみても1.5ポイント上回る結果となっています。(表-2)

(表-2) ● 健康診断項目別有所見率の状況 ●
(平成10年)



● 健康診断の項目別で見えますと、血圧、肝機能検査、血中脂質検査、心電図等生活習慣に関連するものの有所見率が高くなっています。

これらの所見を持って作業に従事することにより、例えば自動車運転中の交通事故や高所作業での墜落事故等の労働災害の発生が懸念され、定期健康診断の実施のみならずその結果に基づく適切な健康管理が求められているところです。

平成10年定期健康診断実施状況

北海道労働基準局

業 種	区 分	健診実施 事業場数	受診者数	平 均 受 診 率	医 師 の 指示人数	所見のあった者		歯 科 健 診		
						人 数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率
製 造 業	食 料 品 製 造 業	370 (41)	35,985	87.1	13,684	16,831	46.77	356	73	20.51
	織 維 工 業	2	105	92.7	17	50	47.62			
	衣服・その他の繊維製品製造業	29 (1)	1,965	92.1	596	744	37.86			
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	67 (8)	4,889	87.9	1,991	2,822	57.72	18		
	家 具 ・ 装 備 品 製 造 業	20	1,233	86.0	313	289	23.44			
	パルプ・紙・紙加工品製造業	41 (26)	7,111	102.6	2,357	2,758	38.78	90		
	印 刷 ・ 製 本 業	42 (4)	3,973	90.0	1,209	1,724	43.39	12	5	41.67
	化 学 工 業	40 (12)	4,203	96.2	1,434	1,592	37.88	87	25	28.74
	窯業土石製品製造業	45 (9)	2,829	90.6	1,205	1,413	49.95	16		
	鉄 鋼 業	22 (16)	3,930	88.3	625	1,301	33.10	16		
	非鉄金属製造業	3	189	91.4	20	43	22.75			
	金属製品製造業	62 (9)	5,171	89.8	1,996	2,446	47.30	43		
	一般機械器具製造業	38 (7)	3,840	91.0	1,698	2,026	52.76	61	17	27.87
	電気機械器具製造業	62 (18)	10,181	90.9	3,111	3,433	33.72	37	2	5.41
	輸送用機械器具製造業	15 (3)	2,621	87.4	534	1,007	38.42	1		
業	電気・ガス・水道業	47 (22)	7,364	102.8	3,538	4,333	58.84			
	そ の 他 の 製 造 業	74 (9)	5,351	84.9	1,802	2,244	41.94	6		
	小 計	979(185)	100,940	89.8	36,130	45,056	44.64	743	122	16.42
	鉱 業									
	石 炭 鉱 業	3 (2)	976	66.3	353	827	84.73			
	土 石 採 取 業	10	600	99.7	310	313	52.17			
	そ の 他 の 鉱 業	2 (1)	277	100.6	143	147	53.07			
	小 計	15 (3)	1,853	93.2	806	1,287	69.45			
	建 設 業									
	土 木 工 事 業	243 (18)	19,004	96.4	7,833	10,104	53.17	69	69	100
	建 築 工 事 業	135 (6)	12,725	96.9	4,880	6,180	48.57	16	13	81.25
	そ の 他 の 建 設 業	58 (7)	5,311	98.7	2,136	2,414	45.45	2	2	100
	小 計	436 (31)	37,040	96.8	14,489	18,698	50.48	87	84	96.55
	運 輸 交 通 業									
	鉄道・軌道・水運・航空業	50 (3)	4,750	70.6	563	2,434	51.24	46	35	76.09
	道路旅客運送業	204(126)	23,453	89.4	12,851	13,467	57.42	38	26	68.42
	道路貨物運送業	169 (22)	13,305	86.0	4,008	5,932	44.58	101		
	その他の運輸交通業	1	88	100	53	53	60.23			
	小 計	424(151)	41,596	85.8	17,475	21,886	52.62	185	61	32.97
貨物 取扱 業	陸上貨物取扱業	31 (12)	3,173	85.4	972	1,558	49.10			
	港湾運送業	12 (1)	1,256	92.5	347	584	46.50			
	小 計	43 (13)	4,429	87.4	1,319	2,142	48.36			
農 林 業		32 (3)	1,600	89.5	738	983	61.44			
畜 産 ・ 水 産 業		5	311	81.9	50	129	41.48			
商 業		754 (67)	63,777	85.8	21,155	23,898	37.47	449	254	56.57
金 融 ・ 広 告 業		178 (13)	27,912	92.3	7,828	9,712	34.80	342	149	43.57
映 画 ・ 演 劇 業		3 (1)	180	75.4	80	85	47.22			
通 信 業		67 (1)	11,373	91.5	4,196	5,432	47.76			
教 育 ・ 研 究 業		92 (11)	8,941	91.1	3,153	3,734	41.76			
保 健 衛 生 業		427(118)	51,886	86.5	10,947	15,104	29.11	43	12	27.91
接 客 娯 楽 業		215 (17)	21,002	80.7	6,894	8,944	42.59	260	21	8.08
清 掃 ・ と 畜 業		144 (46)	16,225	71.6	7,438	9,249	57.00	132	5	3.79
官 公 署		9	1,229	89.4	518	509	41.42			
そ の 他 の 事 業		344 (31)	33,236	83.0	11,757	13,935	41.93	358	81	22.63
合 計		4,167(691)	423,530	87.5	145,333	180,783	42.68	2,599	789	30.36

注：1.「健診実施事業場数」は延事業場数で、()内は年2回以上を報告した事業場数で内数である。

2.「健診実施事業場数」以外の欄は、年2回以上報告した事業場について受診者数の最も多い健康診断の報告分による。

3.「平均受診率」は、各報告事業場単位に、(受診労働者数/労働者数)×100により算出した値を平均した値である。

4.「所見のあった者」は、労働安全衛生規則第44条及び45条で規定する健康診断項目のいずれかが有所見であった者(他覚所見のみを除く)の人数である。

平成10年
定期健康診断実施状況 ―その1―

北海道労働基準局

業 種				検診実施事業場数	受診者数	平 均 受診率	特 定 業 務 従事労働者数	他 覚 所 見			聴 力 (1000H Z)			聴 力 (4000H Z)			聴 力 (その他)			胸 部 X 線 検 査			咯 痰 検 査			血 圧			
								実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数
01	製 造 業																												
01	食 品 製 造	370	(41)	35,985	87.1	4,660	33,432	1,417	4.24	29,987	1,587	5.29	27,563	2,321	8.42	4,295	36	0.84	35,769	1,238	3.46	417	3	0.72	35,985	5,799	16.12		
02	繊 維 工 業	2		105	92.7		105			99	2	2.02	82	15	18.29				105	4	3.81				105	19	18.10		
03	衣 服 繊 維	29	(1)	1,965	92.1	43	1,890	14	0.74	1,672	38	2.27	1,321	60	4.54	259	1	0.39	1,960	30	1.53				1,965	200	10.18		
04	木 材 木 製	67	(8)	4,889	87.9	597	4,773	146	3.06	4,088	305	7.46	3,914	1,125	28.74	439	2	0.46	4,914	158	3.22	50	1	2.00	4,889	959	19.62		
05	家 具 装 備	20		1,233	86.0	110	1,188	15	1.26	1,004	25	2.49	710	81	11.41	222	3	1.35	1,230	4	0.33				1,233	86	6.97		
06	パ ル プ 等	41	(26)	7,111	102.6	4,230	6,929	101	1.46	6,123	230	3.76	6,045	901	14.90	630	13	2.06	6,463	117	1.81	13			7,111	955	13.43		
07	印 刷 製 本	42	(4)	3,973	90.0	716	3,649	121	3.32	2,421	130	5.37	2,421	270	11.15	1,075	6	0.56	3,790	138	3.64	19			3,973	506	12.74		
08	化 学 工 業	40	(12)	4,203	96.2	799	4,100	44	1.07	3,194	122	3.82	3,003	327	10.89	743	3	0.40	4,070	156	3.83	82			4,203	530	12.61		
09	窯 業 土 石	45	(9)	2,829	90.6	715	2,405	107	4.45	2,469	170	6.89	2,346	590	25.15	435	5	1.15	2,798	96	3.43				2,829	510	18.03		
10	鉄 鋼 業	22	(16)	3,930	88.3	2,113	3,827	2	0.05	3,856	130	3.37	3,788	570	15.05	75			2,934	91	3.10				3,930	331	8.42		
11	非 鉄 金 属	3		189	91.4	21	190	1	0.53	190			139	12	8.63				190	2	1.05				189	3	1.59		
12	金 属 製 品	62	(9)	5,171	89.8	1,409	5,099	192	3.77	3,815	220	5.77	3,682	830	22.54	1,310	19	1.45	5,162	240	4.65	42			5,171	766	14.81		
13	一 般 機 器	38	(7)	3,840	91.0	733	3,277	23	0.70	2,763	163	5.90	2,679	748	27.92	1,155	10	0.87	3,672	111	3.02				3,840	850	22.14		
14	電 気 機 器	62	(18)	10,181	90.9	1,963	9,340	146	1.56	7,021	213	3.03	6,826	442	6.48	2,603	31	1.19	9,833	166	1.69				10,181	1,209	11.88		
15	輸 送 機 械	15	(3)	2,621	87.4	1,959	2,621	21	0.80	2,101	74	3.52	2,101	341	16.23	153	1	0.65	2,263	31	1.37				2,621	281	10.72		
16	電 気 ガ ス	47	(22)	7,364	102.8	902	7,063	343	4.86	6,311	172	2.73	6,337	429	6.77	491	9	1.83	7,036	303	4.31				7,364	1,092	14.83		
17	他 の 製 造	74	(9)	5,351	84.9	674	5,158	147	2.85	4,194	226	5.39	3,916	462	11.80	920	11	1.20	5,169	165	3.19				5,350	643	12.02		
小 計				979	(185)	100,940	89.8	21,644	95,046	2,840	2.99	81,308	3,807	4.68	76,873	9,524	12.39	14,805	150	1.01	97,358	3,050	3.13	623	4	0.64	100,939	14,739	14.60
02	鉱 業																												
01	石 炭 鉱 業	3	(2)	976	66.3	1,396	945			977	42	4.30	977	222	22.72	152			976	120	12.30				976	163	16.70		
02	土 石 採 取	10		600	99.7	23	600	11	1.83	496	16	3.23	496	88	17.74	103	2	1.94	600	16	2.67				600	136	22.67		
03	他 の 鉱 業	2	(1)	277	100.6	182	277	4	1.44	230	24	10.43	230	88	38.26	14			277	34	12.27				277	41	14.80		
小 計				15	(3)	1,853	93.2	1,601	1,822	15	0.82	1,703	82	4.82	1,703	398	23.37	269	2	0.74	1,853	170	9.17				1,853	340	18.35
03	建 設 業																												
01	土 木 工 事	243	(18)	19,004	96.4	1,085	17,439	600	3.44	16,853	1,190	7.06	16,613	3,535	21.28	2,357	73	3.10	18,898	845	4.47	416			19,003	3,274	17.23		
02	建 築 工 事	135	(6)	12,725	96.9	339	11,522	291	2.53	10,923	525	4.81	10,689	1,700	15.90	1,831	3	0.16	12,618	470	3.72	179			12,725	1,844	14.49		
03	他 の 建 設	58	(7)	5,311	98.7	482	4,988	121	2.43	4,533	134	2.96	4,477	414	9.25	853	4	0.47	5,312	154	2.90	151			5,311	640	12.05		
小 計				436	(31)	37,040	96.8	1,906	33,949	1,012	2.98	32,309	1,849	5.72	31,779	5,649	17.78	5,041	80	1.59	36,828	1,469	3.99	746			37,039	5,758	15.55
04	運 輸 交 通																												
01	鉄 道 等	50	(3)	4,750	70.6	3,930	4,686	15	0.32	4,631	71	1.53	4,631	132	2.85	103	1	0.97	4,750	56	1.18	66			4,750	979	20.61		
02	道 路 旅 客	204	(126)	23,453	89.4	21,027	22,557	867	3.84	17,728	761	4.29	16,904	2,578	15.25	8,058	128	1.59	22,689	844	3.72	294			23,453	5,785	24.67		
03	道 路 貨 物	169	(22)	13,305	86.0	2,274	12,107	384	3.17	11,026	507	4.60	9,950	1,395	14.02	2,096	8	0.38	13,142	428	3.26	122			13,305	1,708	12.84		
04	他 の 運 輸	1		88	100.0					88			88	3	3.41				88	3	3.41				88	3	3.41		
小 計				424	(151)	41,596	85.8	27,231	39,350	1,266	3.22	33,473	1,339	4.00	31,573	4,108	13.01	10,257	137	1.34	40,669	1,331	3.27	482			41,596	8,475	20.37
05	貨 物 取 扱																												

平成10年
定期健康診断実施状況　－その2－

業 種	貧 血 検 査			肝 機 能 検 査			血 中 脂 質 検 査			尿 検 査 (糖)			尿 検 査 (蛋白)			心 電 図 検 査			医師の 指示人数	所見のあった者		歯 科 健 診		
	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率		人 数	有所見率	実施者数	有所見者数	有所見率
01 製 造 業																								
01 食 品 製 造	27,116	2,357	8.69	27,359	3,168	11.58	27,271	7,316	26.83	35,006	1,094	3.13	34,969	1,175	3.36	25,942	2,382	9.18	13,684	16,831	46.77	356	73	20.51
02 織 維 工 業	85	9	10.59	85	19	22.35	85	30	35.29	97			97	3	3.09	81	8	9.88	17	50	47.62			
03 衣 服 織 維	1,220	117	9.59	1,220	106	8.69	1,232	229	18.59	1,838	50	2.72	1,837	40	2.18	1,219	71	5.82	596	744	37.86			
04 木 材 木 製	3,725	393	10.55	3,736	788	21.09	3,739	1,231	32.92	4,863	226	4.65	4,865	197	4.05	3,793	443	11.68	1,991	2,822	57.72	18		
05 家 具 装 備	674	22	3.26	651	52	7.99	651	94	14.44	1,209	39	3.23	1,209	16	1.32	658	38	5.78	313	289	23.44			
06 パ ル プ 等	5,133	247	4.81	5,148	757	14.70	5,148	1,101	21.39	7,078	257	3.63	7,078	221	3.12	5,278	294	5.57	2,357	2,758	38.78	90		
07 印 刷 製 本	2,596	165	6.36	2,645	555	20.98	2,622	844	32.19	3,904	139	3.56	3,904	101	2.59	2,057	198	9.63	1,209	1,724	43.39	12	5	41.67
08 化 学 工 業	3,069	217	7.07	3,058	425	13.90	3,045	688	22.59	4,094	127	3.10	4,094	127	3.10	2,433	225	9.25	1,434	1,592	37.88	87	25	28.74
09 窯 業 土 石	2,089	121	5.79	2,093	367	17.53	2,093	514	24.56	2,777	164	5.91	2,777	96	3.46	2,056	198	9.63	1,205	1,413	49.95	16		
10 鉄 鋼 業	2,249	91	4.05	2,249	283	12.58	2,249	370	16.45	3,912	96	2.45	3,912	123	3.14	2,253	134	5.95	625	1,301	33.10	16		
11 非 鉄 金 属	137	3	2.19	137	8	5.84	137	9	6.57	185	3	1.62	185	1	0.54	137	5	3.65	20	43	22.75			
12 金 属 製 品	3,802	248	6.52	3,699	685	18.52	3,699	1,028	27.79	5,132	207	4.03	5,129	131	2.55	3,457	261	7.55	1,996	2,446	47.30	43		
13 一 般 機 器	2,515	244	9.70	2,529	521	20.60	2,529	759	30.01	3,755	252	6.71	3,755	150	3.99	2,497	334	13.38	1,698	2,026	52.76	61	17	27.87
14 電 気 機 器	4,728	357	7.55	4,792	725	15.13	4,791	1,391	29.03	9,852	293	2.97	9,852	301	3.06	4,510	352	7.80	3,111	3,433	33.72	37	2	5.41
15 輸 送 機 械	1,631	54	3.31	1,642	312	19.00	1,642	287	17.48	2,618	108	4.13	2,618	101	3.86	1,642	105	6.39	534	1,007	38.42	1		
16 電 気 ガ ス	4,706	503	10.69	4,703	1,508	32.06	4,705	1,930	41.02	7,270	263	3.62	7,357	292	3.97	4,617	619	13.41	3,538	4,333	58.84			
17 他 の 製 造	3,728	368	9.87	3,822	546	14.29	3,826	984	25.72	5,239	227	4.33	5,239	190	3.63	3,448	319	9.25	1,802	2,244	41.94	6		
小 計	69,203	5,516	7.97	69,568	10,825	15.56	69,464	18,805	27.07	98,829	3,545	3.59	98,877	3,265	3.30	66,078	5,986	9.06	36,130	45,056	44.64	743	122	16.42
02 鉱 業																								
01 石 炭 鉱 業	945	61	6.46	946	322	34.04	947	331	34.95	899	52	5.78	976	150	15.37	946	102	10.78	353	827	84.73			
02 土 石 採 取	472	17	3.60	472	98	20.76	472	118	25.00	594	48	8.08	595	18	3.03	455	35	7.69	310	313	52.17			
03 他 の 鉱 業	243	14	5.76	243	45	18.52	243	54	22.22	277	19	6.86	277	8	2.89	224	13	5.80	143	147	53.07			
小 計	1,660	92	5.54	1,661	465	28.00	1,662	503	30.26	1,770	119	6.72	1,848	176	9.52	1,625	150	9.23	806	1,287	69.45			
03 建 設 業																								
01 土 木 工 事	15,851	1,124	7.09	16,522	3,285	19.88	16,440	3,907	23.77	18,853	1,392	7.38	18,856	871	4.62	16,130	1,714	10.63	7,833	10,104	53.17	69	69	100.00
02 建 築 工 事	10,201	607	5.95	10,799	2,151	19.92	10,793	2,459	22.78	12,610	790	6.26	12,565	610	4.85	10,109	881	9.72	4,880	6,180	48.57	16	13	81.25
03 他 の 建 設	4,107	174	4.24	4,176	862	20.64	4,170	966	23.17	5,253	297	5.65	5,291	191	3.61	3,984	290	7.28	2,136	2,414	45.45	2	2	100.00
小 計	30,159	1,905	6.32	31,497	6,298	20.00	31,403	7,332	23.35	36,716	2,479	6.75	36,712	1,672	4.55	30,223	2,885	9.55	14,849	18,698	50.48	87	84	96.55
04 運 輸 交 通																								
01 鉄 道 等	3,233	264	8.17	3,308	1,107	33.46	3,308	1,308	39.54	4,743	255	5.38	4,743	308	6.49	3,149	210	6.67	563	2,434	51.24	46	35	76.09
02 道 路 旅 客	15,767	824	5.23	17,549	4,658	26.54	17,447	5,693	32.63	23,248	2,399	10.32	23,260	1,021	4.39	15,287	1,523	9.96	12,851	13,467	57.42	38	26	68.42
03 道 路 貨 物	8,954	544	6.08	9,290	1,755	18.89	9,166	2,239	24.43	13,145	685	5.21	13,119	488	3.72	9,132	693	7.59	4,008	5,932	44.58	101		
04 他 の 運 輸	88	6	6.82	88	9	10.23	88	30	34.09	88			88	8	9.09	88	10	11.36	53	53	60.23			
小 計	28,042	1,638	5.84	30,235	7,529	24.90	30,009	9,270	30.89	41,224	3,339	8.10	41,210	1,825	4.43	27,656	2,436	8.81	17,475	21,886	52.62	185	61	32.97
05 貨 物 取 扱																								
01 陸 上 貨 物	2,620	145	5.53	2,620	350	13.36	2,620	443	16.91	3,158	152	4.81	3,158	147	4.65	2,580	165	6.40	972	1,558	49.10			
02 港 湾 運 送	1,188	39	3.28	1,189	225	18.92	1,189	254	21.36	1,251	79	6.31	1,251	64	5.12	1,007	93	9.24	347	584	46.50			
小 計	3,808	184	4.83	3,809	575	15.10	3,809	697	18.30	4,409	231	5.24	4,409	211	4.79	3,587	258	7.19	1,319	2,142	48.36			
1号～5号 中計	132,872	9,335	7.03	136,770	25,692	18.78	136,347	36,607	26.85	182,948	9,713	5.31	183,056	7,149	3.91	129,169	11,715	9.07	70,579	89,069	47.92	1,015	267	26.31
06 農 林 業	1,359	84	6.18	1,442	256	17.75	1,445	511	35.36	1,593	166	10.42	1,593	74	4.65	1,412	169	11.97	738	983	61.44			
07 畜 産 水 産	208	22	10.58	208	29	13.94	208	64	30.77	310	23	7.42	310	21	6.77	166	14	8.43	50	129	41.48			
08 商 産 業	44,022	3,166	7.19	41,847	5,433	12.98	41,878	10,212	24.39	61,393	1,519	2.47	61,381	2,042	3.33	36,799	2,680	7.28	21,155	23,898	37.47	449	254	56.57
09 金 融 広 告	23,975	1,180	4.92	24,270	2,384	9.82	23,475	3,817	16.26	27,355	631	2.31	27,356	883	3.23	19,894	1,046	5.26	7,828	9,712	34.80	342	149	43.57
10 映 画 演 劇	72	1	1.39	155	34	21.94	155	24	15.48	180	5	2.78	180	10	5.56	121	5	4.13	80	85	47.22			
11 通 信 業	8,609	702	8.15	8,649	1,628	18.82	8,644	2,276	26.33	11,388	351	3.08	11,285	470	4.16	8,006	943	11.78	4,196	5,432	47.76			
12 教 育 研 究	7,253	432	5.96	7,260	1,185	16.32	7,217	1,408	19.51	8,855	266	3.00	8,855	280	3.16	6,375	419	6.57	3,153	3,734	41.76			
13 保 健 衛 生	44,106	2,259	5.12	45,484	3,320	7.30	44,262	6,860	15.50	50,585	1,058	2.09	50,662	1,646	3.25	27,628	1,677	6.07	10,947	15,104	29.11	43	12	27.91
14 接 客 娛 楽	13,799	989	7.17	14,286	2,248	15.74	14,235	4,009	28.16	20,528	718	3.50	20,332	812	3.99	13,277	1,136	8.56	6,894	8,944	42.59	260	21	8.08
15 清 掃 と 畜	13,603	1,168	8.59	13,674	1,911	13.98	13,676	3,871	28.31	15,862	1,065	6.71	15,831	735	4.64	13,566	1,736	12.80	7,438	9,249	57.00	132	5	3.79
16 官 公 署	1,021	69	6.76	1,021	174	17.04	1,020	190	18.63	1,238	37	2.99	1,238	44	3.55	996	98	9.84	518	509	41.42			
17 他 の 事 業	23,157	1,513	6.53	23,517	4,217	17.93	23,473	6,067	25.85	32,516	1,063	3.27	32,528	1,718	5.28	21,551	2,011	9.33	11,757	13,935	41.93	358	81	22.63
6号～17号 中計	181,184	11,585	6.39	181,813	22,819	12.55	179,688	39,309	21.88	231,803	6,902	2.98	231,551	8,735	3.77	149,791	11,934	7.97	74,754	91,714	38.59	1,584	522	32.95
合 計	314,056	20,920	6.66	318,583	48,511	15.23	316,035	75,916	24.02	414,751														

平成11年度全国労働衛生週間 実施要綱（抜すい）

1 趣 旨

全国労働衛生週間は、昭和25年に第1回が実施されて以来、本年で一つの節目となる第50回を迎えることとなった。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、さらに、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康の確保と快適な職場環境の形成に大きな役割を果たしてきたところである。

昨年の我が国の職業性疾病による被害者は8,574人と、10年前の約3分の2にまで減少したが、昨年と比較すると横ばいの状況であり、依然として腰痛等の負傷に起因する疾病や、じん肺症等の職業性疾病は後を絶たず、有機溶剤中毒、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症等の災害も繰り返し発生している状況にある。また、ごみ焼却施設におけるダイオキシン問題など新しい課題も生じている。

さらに、最近における労働者の健康状況については、産業構造の変化、高齢化の進展等労働者を取り巻く環境が変化する中で、脳・心疾患につながる所見を始めとして何らかの所見を有する労働者が4割を超える状況にあり、労働者の健康に対する不安が高まっている。

労働省では、本年5月、深夜業に従事する労働者が自発的に受診した健康診断に基づき、事業者が必要な措置を講じること、化学物質の譲渡・提供者に化学物質等安全情報データシート（MSDS）を交付することや事業者がそのMSDSを労働者に周知すること等を義務付けることを柱とした労働安全衛生法の改正を行ったところであり、その円滑な施行を期することとしている。

2 スローガン

「続けてますか 健康づくり 進めてますか 快適職場」

3 期 間

準備期間 9月1日から9月30日まで

本 週 間 10月1日から10月7日まで

4 主唱者

労働省、中央労働災害防止協会

5 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、鉱業労働災害防止協会

6 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全衛生関係団体、労働団体及び事業者団体

7 実施者

各事業場

8 事業場の主な実施事項

1. 労働衛生管理体制の確立とその効果的な活動の促進
2. 作業環境管理に関する改善、自主点検等
3. 作業管理に関する改善・作業指針の周知等
4. 健康管理に関すること
5. 健康診断の実施と健康診断結果に基づく事後措置の徹底等
6. 労働衛生教育の実施
7. 快適職場指針に基づく快適な職場環境の形成の促進
8. 高年齢労働者の心身の機能の変化等に配慮した作業環境、作業方法の改善等の対策の促進

研修・イベントのご案内



平成11年度 研修計画 (9月～11月)

種 別	日時(予定)	テ ー マ 等	講師	受講対象	定員	備 考
第 3 回 保 健 婦 看 護 婦 等 研 修	平成11年10月1日(金) 午後3時～5時	メンタルヘルス事例研究会 (企業体における健康婦の役割)	小片 基相談員 (精神医学・メンタルヘルス担当)	保健婦・ 看護婦等	20名	詳細は北海道産業保健推進セン ターへ(以下同じ)お問い合わせ 下さい
第 3 回 産 業 医 等 研 修	平成11年10月25日(月) 午後2時～5時	①作業環境管理(サンプリングほか) 実 技 ②特殊健康診断 健診データの読み方 「振動障害の予防と予後評価における末 梢循環障害の評価と重要性について」	澤田厚史相談員ほか (衛生工学担当) 小林 毅外部講師 (宮城県労務院健康診断センター所長)	産業医	80名	(2時間) 日医認定産業医制度 による実地単位を合 計3単位付与の予定 (1時間) (北海道医師会と調整中)
第7回衛生管理者等研修	平成11年10月25日(月) 午後1時30分～3時30分	健康管理・健康診断・健康診断後の措 置を見直してみませんか	横内順吉相談員 (関係法令担当)	衛生 管理者等	20名	詳細は北海道産業保健推進セン ターへ(以下同じ)お問い合わせ 下さい
第8回衛生管理者等研修	平成11年10月26日(火) 午後1時30分～3時30分	作業環境管理の着眼点	原 淵 泉相談員 (産業医学担当)	衛生 管理者等	20名	詳細は北海道産業保健推進セン ターへ(以下同じ)お問い合わせ 下さい
第9回衛生管理者等研修	平成11年11月29日(月) 午後1時30分～3時30分	健康管理・健康診断・健康診断後の措 置を見直してみませんか	横内順吉相談員 (関係法令担当)	衛生 管理者等	20名	詳細は北海道産業保健推進セン ターへ(以下同じ)お問い合わせ 下さい
第10回衛生管理者等研修	平成11年11月30日(火) 午後1時30分～3時30分	作業環境管理の着眼点	原 淵 泉相談員 (産業医学担当)	衛生 管理者等	20名	詳細は北海道産業保健推進セン ターへ(以下同じ)お問い合わせ 下さい

稚内地区産業安全衛生大会 稚内地区THP(心と体の健康づくり)推進大会

と き／平成11年10月5日(火)
14時00分

ところ／稚内建設会館
稚内市末広4丁目4～2

■しだい

第一部 地区産業安全衛生大会

☆無災害表彰

☆地域産業保健センターの事業説明

第二部 稚内地区THP(心と体の健康づくり)推進大会

☆特別講演

■参加費

無 料

産業保健相談員の紹介

下記の専門スタッフが、産業保健に関する問題についてセンターの窓口又は電話で相談に応じ、解決方法を助言致します。お気軽に相談して下さい。

電話 011-726-7701 FAX 011-726-7702

ホームページ <http://www.OHD.rofuku.go.jp>

E-mail Sanpo01@mxg.mesh.ne.jp



専門分野	氏名	現職	担当曜日	専門科目・分野等
産業医学	古屋 統	札幌市産業医協議会副会長	月曜日 午後(隔週)	産業保健・精神保健
"	清田 典宏	(財)北海道労働保健管理協会理事	月曜日 午後(隔週)	産業保健・外科
"	岸 玲子	北海道大学医学部教授	木曜日 午前	産業保健・疫学
"	西原 久司	(財)北海道労働保健管理協会専務理事	水曜日 午後	産業保健・内科
"	原 潤 泉	札幌鉄道病院保健管理部主任医長	火曜日 午後	産業保健・作業環境関係
メンタルヘルス	小片 基	札幌学院大学教授	金曜日 午後	精神医学・精神保健
労働衛生工学	西 安信	北海道工業大学工学部建築工学科主任教授	木曜日 午前	作業環境関係
"	澤田 厚史	中央労働災害防止協会 北海道安全衛生サービスセンター専門役	月曜日 午後	作業環境関係
カウンセリング	杉山 善朗	北海道女子大学教授	金曜日 午前	カウンセリング・心理テスト
労働衛生関係法令	横内 順吉	札幌東労働基準監督署労働基準相談員	月曜日 午前	労働安全衛生法、じん肺法、関係規則のうち有害物、有害環境関係法令解釈等
保健指導	鎌田 幸子	健康保険組合連合会北海道連合会保健婦	毎月第一 火曜日午前	保健指導

※担当曜日(時間)については、相談員の都合により変更になる場合があります。

平成11年度(5月から7月)衛生管理者等研修の開催状況

北海道産業保健推進センターの会議室を会場に衛生管理者等研修会が行われました。

・雇入時健康診断の実施について

(絶対必要か、なぜ必要か、全員必要か)

- ・職場(事務関係)の健康管理
- ・職業性疾病と有害業務管理

のテーマで5月～7月に延べ6回実施し、
(26名+31名 延べ57名)が受講しました。



産業保健活動事例等研究会へ参加しませんか

産業医、保健婦、衛生管理者等産業保健関係者の産業保健活動事例等研究会(仮称)のご案内

産業医等産業保健スタッフの実務は、主治医との情報交換、経営・人事担当者との交渉、健康配慮、社会倫理、事業場の安全衛生配慮等の法令解釈等様々な知識が要求され、偏りのない判断力を積み上げるには実践活動についての先輩や同僚との意見交換が重要です。

そこで、産業衛生についての実践的能力の向上を目指して産業医、保健婦、衛生管理者、研究者等を対象に産業現場で経験する事例等について実践的研究会を北海道産業保健推進センター等を拠点に月1回程度定期的に開催します。

研究会については、産業保健関係者全体の研究会に加え、専門部会として産業医部会、保健婦部会、衛生管理者部会等を設置し、特に産業医部会については、日本医師会の認定産業医としての研修の単位取得ができるような方向で開催することも検討しています。

つきましては、有効な意見交換をすすめるため、産業医、研究者、経験豊富な専門家を含めていろいろな立場からの積極的な参加をお願いいたします。

また、遠隔地の会員を対象に可能な限りブロック・地域での開催も検討するものとし、センターのホームページで検討会の概要、資料等を案内することを予定しています。

現在、研究会の開催に向けて、研究会の内容、テーマ、講師、開催等を検討中ですが、以上にっいて参加希望の有無も含め、広くご意見をいただきたいと存じます。別紙アンケート用紙を利用してFAX等で意見をお願いします。

会員には、北海道産業保健推進センターから最新の産業保健情報、産業医研修案内等を送付する予定です。

発起人／賛同者／世話人

代表世話人	岸 玲子	(北海道大学医学部(講習衛生学教室)教授)
	原 潤 泉	(札幌鉄道病院保健管理部主任医長)
	小林 麻美	(北海道松下電器(株)健康管理室長)
	清田 典宏	((財)北海道労働保健管理協会理事)
	磯松 俊夫	(新日本製鉄(株)室蘭製鉄所健康管理センター所長)
	岩田 善輔	(江別市属託医)
	小片 基	(札幌学院大学教授)
	山村晃太郎	(釧路赤十字血液センター所長)
	橋本 正人	(岩見沢労災病院副院長)
	能登 清和	(北海道労働基準局労働衛生課長)
	西田 国子	(北海道産業看護研究会代表)
	上原 成仁	(北海道衛生管理者協議会副会長)

事務局 北海道産業保健推進センター (電 話：011-726-7701)
担当 副所長 村 上 隆 豪 (FAX：011-726-7702)

後 援 北海道労働基準局労働衛生課 (電 話：011-709-2311 内線3551)

産業医、保健婦、衛生管理者等産業保健関係者の産業保健活動事例等研究会に関するアンケート(回答)

医師会名 (ブロック)	中 央	道 南	後 志	日 胆	空 知	道 北	北 見	道 東	医 育	合 計
産業医(回 答)	64	15	7	20	14	23	9	16	0	168
産業医(参 加)	61	10	5	19	11	22	7	14	0	149
産業医(不参加)	2	5	2	1	2	1	2	2	0	17
未 記 入	1	0	0	0	1	0	0	0	0	2

(注) 8月末現在の産業医参加状況。なお保健婦等については別途集計中

労働福祉事業団 北海道産業保健推進センター

50人以上の事業場の事業主・その労働者、産業医等の産業保健活動を支援します。

- 窓口相談・実施相談 ●情報の提供 ●研修 ●調査研究 ●広報・啓発
- 地域産業保健センターへの支援・協力 ●インターネットによる業務案内

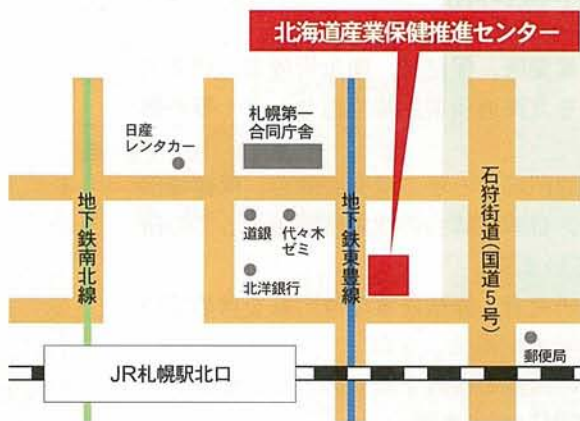
北の産業保健 No.6

発行日／平成11年9月

編集・発行／労働福祉事業団

北海道産業保健推進センター

〒060-0807 札幌市北区北7条西1丁目NSS・ニューステージ札幌11階
TEL011-726-7701(代) FAX011-726-7702
ホームページ <http://www.OHD.rofuku.go.jp>
E-mail Sanpo01@mxg.mesh.ne.jp



▼地域産業保健センター

50人未満の会社とそこに働くみなさんに健康相談をはじめとする産業保健サービスを提供します。

札幌地域産業保健センター（札幌市医師会館内）
札幌市中央区大通西19丁目 ☎(011) 611-4181

札幌東地域産業保健センター（北広島医師会内）
北広島市北進町1丁目5番地 ☎(011) 373-6466

函館地域産業保健センター（函館市医師会内）
函館市元町33番19号 ☎(0138) 26-1619

小樽地域産業保健センター（小樽市医師会館内）
小樽市富岡1丁目5番15号 ☎(0134) 22-4111

岩見沢地域産業保健センター（岩見沢市医師会内）
岩見沢市10条西3丁目1番4号 ☎(0126) 22-5347

旭川地域産業保健センター（旭川市医師会館内）
旭川市金星町1丁目1番50号 ☎(0166) 23-6007

帯広地域産業保健センター（帯広市医師会館内）
帯広市東3条南11丁目2番地 ☎(0155) 24-2802

滝川地域産業保健センター（滝川市医師会内）
滝川市新町2丁目8番10号 ☎(0125) 24-8744

北見地域産業保健センター（北見医師会内）
北見市幸町3丁目1番24号 ☎(0157) 23-2787

室蘭地域産業保健センター（室蘭市医師会内）
室蘭市東町4丁目20番6号 ☎(0143) 45-4393

苫小牧地域産業保健センター（苫小牧医師会内）
苫小牧市旭町2丁目4番20号 ☎(0144) 37-3211

釧路地域産業保健センター（釧路市医師会内）
釧路市常盤町4番30号 ☎(0154) 41-3856

名寄地域産業保健センター（上川北部医師会内）
名寄市西5条北2丁目 ☎(01654) 2-5311

留萌地域産業保健センター（留萌医師会内）
留萌市錦町1丁目5番6号 ☎(0164) 43-2020

稚内地域産業保健センター（横田内科医院（宗谷医師会）内）
稚内市中央5丁目4番17号 ☎(0162) 24-1510

日高地域産業保健センター（浦河赤十字病院（日高医師会）内）
浦河町東町ちのみ1丁目2-1 ☎(01462) 2-6262

南後志地域産業保健センター（羊蹄医師会）
倶知安町北1条東1丁目2 ☎(0136) 22-3108

◆産業保健サービスの内容

1、健康相談

- イ. 健康診断結果への助言、生活習慣病の予防などの対策。
- ロ. 有機溶剤、粉じん、騒音、腰痛などの健康障害予防対策。
- ハ. 中高年者への健康管理、メンタルヘルスなどの対策。
- ニ. ワークプロ、パソコン従事者の健康管理。
- ホ. 母性健康管理（妊娠中の健康管理など）

…札幌地域産業保健センターのみ

2、会社の訪問指導など

◆相談などの申込み方法

相談日、時間などは各センターによって異なっておりますので、お電話で確認の上、ご相談下さい。

